

公立大学法人大阪 データポリシー

(目的)

第1条 公立大学法人大阪（以下「法人」という。）は、大阪公立大学憲章（以下「憲章」という。）に基づき、人類の平和と社会の持続的な発展に資するとの認識に立脚し、大学のもつ積極的な教育・研究・社会貢献等の諸活動により、世界に飛躍する地域の信頼拠点として、大都市大阪ひいては国際社会の発展に寄与することを目指している。また、教育においては生涯にわたり継続的・発展的に学び成長できる人の育成を目指し、研究においては社会的課題の解決に向けた新たな学術分野を開拓し、研究成果を社会へ還元することにより、文化の発展・継承、人々の健康保持・増進並びに多様な都市問題の解決に取り組み、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与することを目的としている。

また、法人が設置する大阪公立大学並びに大阪公立大学工業高等専門学校は、大阪府・大阪市が設置する高等教育機関として、公共データを活用し、総合大学を有する強みを生かした「総合知」を駆使することで大阪の都市課題解決を自治体と連携して推進する「都市シンクタンク機能」の強化を目指しており、行政データの収集、分析、加工などのデータマネジメント機能が求められている。

都市シンクタンク及びデータマネジメント機能においては、個人情報を含むデータ活用について、個人情報保護法をはじめとする各種法令・規則を遵守するとともに、何よりデータ主体が安心してデータ利活用の恩恵を享受し、社会受容性を高めるなど、法人が規範を示すことが極めて重要である。

本ポリシーでは以上の理念に基づき、その活動によって得られた全てのデータを蓄積し、予め定められたルールに基づき適切にこれらのデータを有効活用できる環境を整備することを目的とし、法人におけるデータの管理並びに公開及び利活用の方針について定める。

(対象とするデータ)

第2条 本ポリシーが対象とするデータとは、法人内における教育研究活動に伴って収集又は生成されたデータだけでなく、教職員や学生を含む法人内の全ての構成員（以下「構成員」という）による法人内での諸活動に伴って収集又は生成された一切のデジタル情報とする。

2 本条において、特に構成員による学術研究活動に伴って収集又は生成されたデータを「研究データ」という。

3 本条において、特に構成員による教育活動及び学習活動に伴って収集又は生成されたデータを「教育・学習データ」という。

(データ取扱5原則)

第3条 法人は以下の各項に掲げる原則に従い、個人情報をはじめとした各データ主体の意向及びプライバシーへの最大限の配慮を行った上でデータを利活用するものとする。

- (1) 個人情報保護法等の関連法令の遵守
- (2) 倫理的要件の遵守
- (3) データの適切な安全管理措置
- (4) 社会への可能な限りのデータの公表
- (5) 研究成果やデータの共有を通じた人類の福祉への貢献

(データの管理及び利活用)

第4条 データの管理については、それらのデータを収集若しくは生成した者又は部署が、各種法令、倫理的要件、法人が定める各種規程等のルールに則った上で、他の者の権利及び法的利益を損なわない範囲内において決定することができる。

2 教職員は、前項に基づき適切にデータを管理することを前提とした上で、第1条で定める目的を実現するため、可能な限りデータの利活用を推進するものとする。

(研究データの管理及び利活用)

第5条 法人内における学術研究活動に携わる者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って適切に研究データを管理するとともに、可能な限り研究データを公開し、その利活用を促進することを通して社会の発展に寄与するものとする。

(教育・学習データの管理及び利活用)

第6条 法人内における教育活動に携わる者は、日々の教育活動を通して得られたデータの特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って適切に教育・学習データを管理するとともに、これらを有効的に教育活動並びに学術研究活動に利活用することを通して、法人内だけでなく社会全体の教育活動及び学習支援策等の向上に寄与するものとする。

(法人の責務)

第7条 法人は、その構成員に対してデータの管理、公開及び利活用を支援するための環境整備に努めるものとする。

2 法人は、第4条から第6条にかかるデータ管理及び利活用に関する詳細についてそれぞれ別に定めることとする。

(その他)

第8条 本ポリシーは、高等教育機関及び学術研究を取り巻く状況並びに社会状況の変化に応じて適宜見直すものとする。